

## 平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-10)

政策分野名	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興				公表時期	平成23年11月				
担当部局名	農村振興局 〔 農村振興局都市農村交流課 〕				政策評価体系上の位置付け	農村の振興				
政策の概要	農山漁村の活力が低下している状況にあるため、都市住民に農村で活動する機会や食と農に対する認識を深める契機を提供するとともにこれを通じた農村の振興を図る必要がある。このため、新たな交流需要を創出するための取組を推進するなど、都市と農村の交流を促進する。また、都市農業の振興を図るため、都市農業の持つ機能・効果に対する都市住民の理解を促進する。									
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3 3 (2)都市と農村の交流等 第3 3 (3)都市及びその周辺の地域における農業の振興				評価実施予定時期	平成24年度				
施策(1)	都市と農村の交流等									
目標①	国民のグリーン・ツーリズム <sup>(注1)</sup> の潜在需要への対応強化									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数(潜在需要の8割以上を満たす)	848万人	21年度	1,050万人	32年度	885万人	903万人	921万人	940万人	958万人	<p>都市と農村の交流人口を拡大することにより、農村地域においては経済的効果、高齢者の生きがいづくりや女性の活躍の場の創出などの社会的効果があるとともに、都市住民に対しては、農村滞在や定住及び二地域居住に係る潜在的な願望が実現されることから、交流人口の指標となる「国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化」を目標として設定した。</p> <p>※レジャー白書(2007)及び総務省統計局の人口推移より、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要人口を推計し、当該人口の8割を満たす目標値とした。</p> <p>○潜在願望のある人口(243万人)×8割=194.4万人≒190万人 ○これに一人当たりの旅行回数1.10回を乗じて目標増加人数を算出。 190万人×1.10回=209万人≒200万人</p> <p>平成21年度の基準値から平成32年度の毎年度の目標値については、一定割合で計画的に達成していくこととしている。</p> <p>※グリーン・ツーリズムも含めて旅行等の需要は、観光関連施設、交通インフラ等の東日本大震災の被害による影響のみならず、自粛風潮や風評被害により、被災地以外の地域も含め、広域的な国内旅行等の需要が減退している状況であることを踏まえて、23年度の実態把握調査を24年4月に実施すること及び国内観光の需要動向等の見通しが24年3月に公表されることから、これらを総合的に判断の上、翌年度に指標の見直しの検討を行う予定。</p>

施策(2)	都市及びその周辺の地域における農業の振興																																					
目標①	都市住民に対する都市農業の理解の促進																																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																												
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																													
(ア) 都市的領域 <sup>(注2)</sup> における市民農園 <sup>(注3)</sup> の区画数	14.7万区画	22年度	15.8万区画	25年度	15.1万区画	15.4万区画	15.8万区画	—	—	<p>市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等により、都市農業の持つ機能・効果に対する都市住民の理解が促進されることから、「都市的領域における市民農園の区画数」を指標として設定した。</p> <p>全国における市民農園区画数の過去の実績値の推移をもとに近似式を用いて25年度の区画数を推計し、22年度実績値との差を各年度に上乘せし、目標値を設定した。</p> <p>※ 都市的領域における市民農園の区画数(17年度～22年度)(単位:万区画)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>区画数</td> <td>12.3</td> <td>12.7</td> <td>12.8</td> <td>13.2</td> <td>14.0</td> <td>14.7</td> </tr> </table> <p>(参考) 都市的領域における市民農園の面積(17年度～22年度)(単位:ha)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>641</td> <td>676</td> <td>693</td> <td>719</td> <td>761</td> <td>807</td> </tr> </table>	年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区画数	12.3	12.7	12.8	13.2	14.0	14.7	年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	面積	641	676	693	719	761	807
年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																
区画数	12.3	12.7	12.8	13.2	14.0	14.7																																
年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																
面積	641	676	693	719	761	807																																

各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	グリーン・ツーリズム宿泊人数＝農林漁家民宿宿泊人数＋公設宿泊施設の宿泊人数 農林漁家民宿の宿泊者数については、2008漁業センサス等及び農林漁家民宿等新規開業数により算定。都市農村交流を目的とした公的宿泊施設の宿泊者数については、都道府県及び市町村を通じて実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合＝(当該年度実績値－基準値)÷(当該年度目標値－基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成度合＝(当該年度実績値－22年度基準値)÷(当該年度目標値－22年度基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

注1 グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。農産物直売所等での地元農林水産物の購入など日帰りを中心としたものから、農林漁家民宿等での短期～長期の宿泊滞在を通じた農林水産業・農山漁村体験まで様々なタイプの都市農山漁村交流を幅広く含むもの。
注2 都市的地域	農林統計に用いる地域区分(農業地域類型)であり、 <ul style="list-style-type: none"><li>・可住地に占めるDID面積が5%以上で人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村。</li><li>・可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。</li></ul> (注)DID=Densely Inhabited Districtの略 人口集中地区のことで、市区町村の人口密度の高い基本単位区(約4,000人/km <sup>2</sup> 以上)が連たんして、その人口が5,000人以上となる地区。国勢調査による。
注3 市民農園	サラリーマン等都市の住民がレクリエーションや自家用野菜の栽培などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園で、都市住民に農地を区画ごとに貸し付けて自家用野菜等の栽培を楽しんでもらう農園のほか、農地は貸し付けずに農家の指導のもと農作物の栽培を体験してもらう農園も含まれる。ここでは、「市民農園整備促進法」及び「特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律」 <sup>(注4)</sup> に規定する市民農園を指標として用いた。
注4 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(特定農地貸付法)	都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例を措置したもの。

政策手段一覧（政策分野名：10.都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況/〈減収見込額〉 下段：(執行額)/(〈減収額〉) (百万円)		23年度 当初予算額/ 〈減収見込額〉 (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (平成6年)	—	—	—	(1)-①-(ア)	ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与するため、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進するとともに、農林漁業体験民宿業の登録制度を実施することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。
(2)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	—	—	—	(1)-①-(ア)	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 活性化計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。
(3)	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 (平成20年)	—	—	—	(1)-①-(ア)	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、観光圏整備計画を作成し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化に資する。 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化及び都市と農山漁村の共生・対流を推進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。
(4)	市民農園整備促進法 (平成2年)	—	—	—	(2)-①-(ア)	特定農地貸付けに加え市民農園施設の整備を促進するため、都市計画法等の特例を規定し、健康的でゆとりのある国民生活の確保、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。 市民農園の整備を適正かつ円滑に推進することにより、身近な農業体験や農家と都市住民の交流の場の提供に寄与し、もって都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与する。
(5)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年)	—	—	—	(2)-①-(ア)	市民農園を開設する場合の農地法等の特例を規定し、趣味的な利用を目的とした都市住民等への農地の貸付けを可能とするもの。 市民農園の整備を適正かつ円滑に推進することにより、身近な農業体験や農家と都市住民の交流の場の提供に寄与し、もって都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/(<減収見込額> 下段: (執行額)/(<<減収額>>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(6)	食と地域の交流促進対策交付金 (平成23年度) (関連: 政策分野11)	—	—	1,703	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	<p>食をはじめとした豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を、国が直接支援する。</p> <p>【(1)-①との関連】 多様な主体の連携による都市と農村の共生・対流、観光関係者と農村地域が連携して行う取組、都市部の人材等を活用する取組、農山漁村を教育の場として活用する取組等を推進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。</p> <p>【(2)-①との関連】 市民農園等の整備、都市住民のニーズを踏まえた市民農園等における農業体験や交流活動の促進等、都市農業振興のための取組を推進することにより、都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与する。</p>
(7)	農山漁村活性化プロジェクト支援 交付金 (平成19年度) (関連: 政策分野6、7、9、10、11、 12、13、14、17)	40,829 (38,485)	31,579 (29,662)	18,357	(1)-①-(ア)	<p>農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した交流促進のための活性化計画の実現に必要な農林漁業体験施設など地域間交流拠点の整備を支援。</p> <p>本交付金において、都市と農村の交流を促進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。</p>

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。